

令和6年度

智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書

智頭町農業委員会

本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、遊休農地の拡大、有害鳥獣や近年の異常気象に伴う農林業に対する悪影響など、依然として厳しい状況が続いています。

智頭町農業委員会においても、「農地等の利用の最適化の推進」を進めるため、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保、耕作放棄地対策の強化、担い手の確保・育成についてこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存であります。

つきましては、令和7年度の予算編成にあたり、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定により、智頭町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和6年11月27日

智頭町

町長 金 兒 英 夫 様

智頭町議会

議長 谷 口 雅 人 様

智頭町農業委員会

会長 前 川 義 憲

1 農地保全・農業振興に必要な予算の確保について

智頭町では、農家数が2010年からの10年間に約37%減少している。

このような中、将来、農地を引き継いでいく人たちが、地域農業を守りたいと思えるような、「智頭町が目指す将来の農業の姿」をはっきりと示すとともに、守るべき農地を特定し、線引きをすることにより、施策の対象を明確にする必要がある。

限られた予算の中で、効果を確保するためにも、今年度中に策定される地域計画にも関連するが、守るべき対象農地を助成対象として明確化し、また、経営体に対しては、耕作規模や形態による支援方法を明確化することで、より必要とするものに届く助成策のあり方と施策推進に必要な予算の確保を行うこと。

2 販路開拓の推進について

智頭町では、販売農家数が2010年からの10年間に約54%減少している。

しかし、源流域の智頭町は、水や空気をはじめとした自然環境に恵まれており、安心安全な美味しい米や野菜などの農産物を提供できる地域である。良い農産物を作っても、智頭町のような環境で生産された農産物を求めている方々へ届くための販路が無ければ、販売農家の育成や農業後継者の確保は難しい。

現在、いなば農産物フェスタや郵便局との連携イベント等、農産物の販売促進イベントは行われているが、本格的に智頭町農産物のブランド化や6次産業化を含めた販路開拓を推進すること。

3 農業基盤の維持補修及び遊休農地対策について

昨年の意見書にも記載したが、基盤整備が行われた農地であっても水路や畦畔等の農業基盤の管理が大きな負担となっている。このような中、まずは、農業基盤を回復させるべく、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しても回復出来ない水路や畦畔等の農業基盤の修繕に対する支援を検討すること。

また、遊休農地対策として、例えば、空き家と農地のセットで体験できる施設整備や遊休農地を耕作地へ戻すときの支援等の具体的な対策を検討すること。

4 営農組織の育成・農業後継者の確保について

令和4年度に実施した農家全戸アンケートによると、販売農家の平均年齢は70才を越え、後継者がいないと回答した農家が80%、今後の経営意向については、約30%の農家が近い将来農業をやめたい、規模を縮小したいと回答しており、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、農業従事者の現状を考えると、将来にわたって個人農家の努力のみで、農地の維持、農業経営の継続を期待することは困難である。

農業経営の維持・発展のためには、智頭町の農地を対象とする営農組織や農業経営法人の設立・活動の支援、また、若手農業者の新規就農や育成支援のほか、以下についても検討すること。

- ① 定年後の新規就農者の確保及び育成支援
- ② 町外や非農家の方を対象とした就農者の確保及び育成支援
- ③ 農業機械を持っている高齢の農業従事者へのオペレーター派遣
- ④ 新規就農者等が共同で使える農機具倉庫の確保
- ⑤ 新規就農者や若手農業者の冬期間の仕事の確保
- ⑥ 株式会社サングリーン智頭や智頭町複業協同組合等、既存組織の農業分野参画への活動支援